

会議録（速報版）は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に đăng載されます。

○鎌田聡君 皆さんおはようございます。民主・県民クラブ・熊本市南区選出の鎌田聡です。

一般質問に入りたいと思いますけれども、いよいよ3月に入りまして、慌ただしい人は慌ただしく、そうでない人はそれなりに活動されているんじゃないかなというふうに思っております。昨日は、早速卒業式ということで、県立学校の卒業式がございまして、前川議長の名代で、それぞれ県立高校のほうに祝辞に行かれたというふうに思いますけれども、私は、熊本商業高校に行かせていただきまして、学びやを巣立つ卒業生の皆さん方にエールを送ってきたわけでございますけれども、これから卒業シーズンにも入ってまいります。県議会も、今回御勇退をされる先生方もいらっしやいまして、本当に長年の御労苦に心から敬意を表したいと思っておりますけれども、不本意ながら卒業をされるような先生も出てこないように、これは、私も含めまして、これから頑張っていかなければならないというふうに思っております。

そういうことを意識してではございませんけれども、今回ちょっと項目も欲張って質問も用意させていただいておりますので、早速、通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、雇用対策についてです。

リーマン・ショックを受けて、国は、2008年度に、緊急雇用対策の基金事業を立ち上げました。この事業は、都道府県が国からの交付金を基金化して運用する仕組みで、雇用のセーフティーネットとして地方の雇用維持、創出に大きな役割を果たしてきました。

近年では、起業支援型地域雇用創造事業や地域人づくり事業など、企業の成長支援による雇用創出や地域の人材育成、処遇改善を推進する取り組みとして、求職者の能力向上や雇用増大にも貢献しています。

本県においても、かなりの成果を上げてきている事業ですが、国は、経済状況が好転しているとして、来年度末をもってこの基金事業を廃止すると伺っております。

雇用環境は改善されつつあるかもしれませんが、一方では、若者の新規就職後3年以内の離職率が約3割、高卒者だと約4割という早期離職の問題や、非正規雇用の拡大、人材需給のミスマッチなどの課題はあり、まだこれまでの雇用対策の事業を全てなくしてしまっても大丈夫な状況ではないと思えます。私は、県として、雇用のセーフティーネットとして、これまでの緊急雇用対策的な事業は継続していくべきであると考えます。

国は、今回の経済対策によって、今後、地方が策定、実施するまち・ひと・しごと創生総合戦略を後押しするためとして、地域住民生活等緊急支援のための交付金を創設しています。

新たな交付金では、これまで地方が緊急雇用創出基金事業で実施してきた人材育成等の取り組みにも対応が可能とされている一方で、県による基金化は認めないという方針であり、国が事業ごとに目標の達成状況等について県に報告を求める方向で検討されているというふうに聞いておりまして、地方創生

を掲げる交付金であるにもかかわらず、これまでより使い勝手が悪く、地方の独自性も狭められているという皮肉な性格のものとなっているようです。そのような性格のものですが、雇用対策のためには、本県もこの交付金をうまく活用すべきです。

そこで質問ですが、県として、この交付金の活用策も含めて、緊急雇用創出基金事業終了後の雇用対策についてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、県民百貨店とセンタープラザ従業員の再就職問題についてお尋ねをいたします。

桜町再開発に伴いまして、県民百貨店、御案内のとおり、先週末、2月末をもって閉店をいたしました。センタープラザも今月末で閉店をいたします。2月13日に開催された県や熊本市、熊本労働局が開いた連絡会議において、県民百貨店の社員やそれぞれの施設の入居テナントの従業員の再就職については、いまだに決まっていない方が多いとの報告がなされています。

従業員の皆さんは、これまでは、閉店セールなどに追われて、なかなか御自身の再就職活動ができずにいて、これから本格的に再就職活動をされると思いますが、すぐには決まらない方も多いと予想されます。そこで、再就職支援の窓口については、しばらく設置を継続して、県としても再就職に向けた活動をしっかりと支援していただきたいと思えます。

そこで質問ですが、県民百貨店とセンタープラザの従業員の皆さんの再就職の状況と、今後の県としての再就職支援についてお尋ねをいたします。1点目の質問とあわせまして、商工観光労働部長にお尋ねをします。

〔商工観光労働部長真崎伸一君登壇〕

○商工観光労働部長(真崎伸一君) まず、緊急雇用創出基金事業終了後の雇用対策についてお答えします。

本県では、これまでに約220億円の基金を積み立てて事業に取り組んできました結果、延べ2万2,000人を超える雇用が創出されるなど、県内の雇用の拡大に大きく貢献してきたと認識しております。

国は、全国の有効求人倍率が平成25年11月以降1倍を超え続けていることから、一部の事業を除いて、来年度をもって終了することとしました。

本県の有効求人倍率も、平成21年5月の0.35倍から大きく回復し、地域差はあるものの、県全体では、昨年8月以降1倍を超える高い水準が続いております。

基金事業終了後の雇用対策については、求人に関する情報提供、マッチング支援、キャリアアップに向けた能力開発などにより、基金終了による影響が生じないよう、セーフティーネットとしての役割をしっかりと果たしてまいります。

また、地方創生の新たな交付金も活用し、女性や高齢者など、通常の就職活動では就職が困難な方のために、県内各地域での職場開拓や就職後の定着支援などを強化します。さらには、地元の雇用や取引を率先し、誰もが働き続けたいと思える企業をブライト企業として認定するなど、若者の県内就職を促進してまいります。

次に、県民百貨店とセンタープラザ従業員の再就職支援についてお答えします。

県では、これまで、熊本市や熊本労働局など、関係7機関による支援体制のもと、臨時相談窓口の設

置や再就職支援等に取り組んでまいりました。

再就職の状況については、熊本市が行った調査結果では、2月10日現在、回答のあった約560名のうち、その4割に当たる約240名の方は継続雇用される見通しです。一方、退職や解雇となる260名のうち、再就職を希望されている190名の方々の就職先がまだ決まっていない状況にありますが、商工団体等を通じて1,000人を超える求人の申し出もあっております。

県としましては、閉店後に再就職活動が本格化することから、熊本労働局や熊本市を初め関係機関と連携し、臨時相談窓口での相談対応のほか、就職支援セミナーやマッチングイベント等の実施を通して、一人でも多くの従業員の方の再就職につなげてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 ただいま御答弁をいただきました。

1点目につきましては、今後ブライツ企業等の取り組みを推進するというごさいます。ぜひ、就職状況、好転してきたとはいえ、まだまだ気を抜いてしまうと大変な状況になってしまいますし、そして有効求人倍率は高まっておりますけれども、やっぱり正規社員の有効求人倍率というのは、まだまだ全員が正規を希望しても就職できないという状況が続いていることも事実でありますので、その点の取り組みも力を入れていただきたいと思ひます。

それと、2点目、県民百貨店、本当に多くの県民の皆さん方からの惜しむ声が出ておりましたけれども、そういう中での閉店でございます。ぜひ、これから再就職活動が本格化をしていきますので、まだまだ今の状況からいきますと7割を超える方の再就職が決まっていない状況でありますので、しっかりと支援を続けていただきたいというふうに思ひます。

それでは、2点目の質問に移ります。

過労死防止の取り組みについてです。

昨年11月、過労死等防止対策推進法が施行されました。この法律でもうたっているとおり、近年、我が国においては、過労死等が多発し、大きな社会問題となっております。

過労死は、本人はもとより、その遺族、または家族のみならず、社会にとっても大きな損失であるため、国や自治体、そしてそれぞれの事業主が、誠実にこの法律の趣旨を受けとめ、それぞれが役割を發揮していく必要があります。

法律では「地方公共団体は、」「国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならない。」また「地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるよう必要な施策を講ずるもの」となっていますが、法律施行以来、県として、これまでどのような対策を実施してきたのでしょうか。

そこで、質問の1点目として、熊本県内における過労死等の発生状況と、県として実施している対策と今後の取り組みについてお尋ねします。

質問を続けます。

法律の定義では、業務における強い心理的負担による精神障害を原因とする自殺も過労死等に含まれ

ます。この過労自殺については、県内では2012年に起きた銀行での事例、他県では2008年に宮崎の新富町役場で起きた事例が強く印象に残っています。

新聞報道によれば、どちらの事例も、死の一番の原因は労働時間を適正に把握していなかったことと原告側は思っており、銀行の事例では、労働基準監督署が、銀行が把握していない時間外労働があるため、適正な労働時間把握ができるよう対策を講じることと勧告し、新富町の事例では、町役場と原告側の和解条件に、職員の時間外労働時間を適正に管理するなどの再発防止対策をとることが含まれています。

このように、過労死等の発生を防ぐためには、数字にあらわれない残業を解消し、事業主が労働時間を適正に管理することが極めて重要だと考えます。

この賃金不払い残業の解消、事業主による労働時間の適正管理に関しては、直接的には労働基準監督署を初め国の仕事だと思いますが、県の果たすべき役割も大きいと考えます。

そこで、2点目の質問として、県として、この問題をどのように認識し、どのような対策を講じていくつもりか、お尋ねをします。

最後に、県内労働者の過労死等を解消するためには、まずは、それを推進する県職員が健康を維持して職務に専念する必要があります。県職員は、知事部局だけでも、この10年間で1,000人、率にして2割近くも減っており、職員の過労死や過労自殺が発生しないか大変心配です。また、民間企業の取り組みを促進する観点からも、県として模範となるような取り組みを行う必要があると思います。

そこで、3点目の質問として、職員に対する過労死等防止策について、どのような取り組みを進めているのか、お尋ねをいたします。

1点目と2点目は商工観光労働部長、3点目の質問は総務部長に御答弁願います。

〔商工観光労働部長真崎伸一君登壇〕

**○商工観光労働部長(真崎伸一君)** まず、県内における過労死等の発生状況と今後の取り組みについてお答えします。

厚生労働省が公表している昨年度の労災補償の状況によりますと、脳・心臓疾患による死亡が1件、精神障害が2件、計3件となっております。

労災申請がなされていない過労死等の把握は困難ですが、過労死は、本人や御家族のみならず、社会にとっても大きな損失であり、重要な問題であると認識しております。

昨年11月に施行された過労死等防止対策推進法においては、過労死等の防止対策は国の責務であることや、地方公共団体は、国と協力して対策の推進に努めるよう規定されております。

そのため、県では、国が実施している過重労働解消の啓発キャンペーンや電話相談等の取り組みについて、県のホームページ等を通じて周知を図っております。

また、国においては、法律の規定に基づき、過労死等の防止のための対策に関する大綱を策定することとされており、その大綱の中で、過労死の防止に関する調査研究や相談体制のあり方を初め、地方公共団体の役割についても規定されると聞いております。

県においては、今後策定される大綱の内容をしっかりと見きわめ、過労死等のない誰もが健康で充実

して働き続けることのできる社会の実現に向けて力を入れてまいります。

次に、労働時間の適正管理問題への認識と対策についてお答えします。

賃金不払い残業や過重な長時間労働など、労働基準法違反はあってはならないことであり、事業主が労働関係法令を遵守し、労働時間を適正に管理することは当然の責務であります。

県では、長時間労働等の労使間のトラブルや職場での悩みに対しては、社会保険労務士や弁護士が対応する労働相談を実施しており、事業所に対しては、就業規則を法令に即したものとするためにアドバイザー派遣も行っております。

今後も、必要に応じて、労働基準監督署等とも連携しながら、労使双方にとって適切な労働環境の整備に努めてまいります。

〔総務部長岡村範明君登壇〕

○総務部長(岡村範明君) 県職員に対する過労死等の防止策についてお答えいたします。

県におきましても、長時間の時間外勤務は、職員の心身の健康へ悪影響を及ぼし、ひいては過労死等につながる危険性をはらんでいるものと考えております。また、公務能率の低下にもつながり、子育てなどの家庭生活と仕事との両立支援の観点からも、重要な課題であると認識しています。

このため、これまでも、時間外勤務の縮減が図られるよう、事務事業の点検、見直し、定時退庁日や時間外勤務の目安時間の設定、用地交渉など業務実態に応じて勤務時間の割り振りを弾力的に行う特例勤務制度の拡充、時間外勤務が多い所属へのヒアリングによる管理監督者の意識改革などに継続的に取り組んでおります。

このほか、心身両面から職員をサポートするため、専任の産業医として配置した精神科医や保健師による相談体制を充実させるとともに、労使双方が参加する衛生委員会におきましても職場巡視を実施するなど、職場環境の改善につながる取り組みを実施しております。

今年度は、これらに加えまして、各所属における勤務時間の適正化に向け、時間外における勤務実態の調査を実施したところでございます。また、職員の負担軽減に向け、出張先であっても職員であれば誰でも利用できるサテライトオフィスを地域振興局内に設置し、報告書や資料等の作成ができる環境を整備しました。さらに、タブレット端末を利活用し、現場にしながら職場のパソコンと同じように豊富な情報を確認でき、その場で資料を作成し、メール等で連絡、報告できる取り組みの試行なども新たに始めております。

今後とも、これらの取り組みを通じて時間外勤務の縮減や労働時間の適正管理を図り、県職員から過労死等が決して発生することがないように努めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 ただいま御答弁をいただきました。

1点目、2点目は、しっかりと県内企業を含めましてやっていただきたいと思います。3点目、県職員に対する過労死防止策ということで、今総務部長のほうからお話がありました。時間外勤務の適正管理とありましたけれども、なかなか管理ができていない時間外をやられている状況もあるというふうに思っています。実際出されている時間外と——職員さんは、帰るときは鍵を返して帰られるそうであ

ります。そのシステムが、何時ごろその鍵が返されているのか、そういったものを含めて、しっかりとやっぱり見えない労働時間というのを把握をしていただいて、ぜひ、職員からそういった過労死が出ることがないようにやっていただきたいと思ひますし、そして、さっき県内の企業をブライツ企業に認定するという話がありました。まずは県庁が、そういったブライツ県庁になっていただけるような環境をつくっていただきたいと思ひます。

やっぱり県職員につきましては、昨年、「くまもと経済」という本がありますけれども、その対談の中で、きょう議長をやっていただひておる前川議長が、鳥インフルエンザの対応や補正予算の獲得とか、くまモンをメジャーにしたことなどを例に挙げて、やっぱりモチベーションが高くて日本一の県職員だと思ひているという記事が掲載されております。私も同感でありますので、ぜひ、そういった職員が引き続き頑張れるような労働環境整備、健康維持に努めていただくような取り組みをやっていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

犯罪被害者支援についてです。

県内における平成25年の性犯罪被害の認知件数は、強姦被害が22件、強制わいせつ被害が84件と、過去5年間で最も多くなっています。昨年の強姦被害は13件、強制わいせつ被害が78件と、認知件数は前年より減ってはいるものの、少ないほうではありません。

また、平成23年に内閣府において実施された性暴力被害の調査で、異性から無理やりに性交された経験がある方が7.7%もいたという結果には、正直驚いています。

そこで、性暴力被害者に、被害直後から、産婦人科医療や相談、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援や法的支援などを可能な限り1カ所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康を図り、警察への届け出の促進、被害の潜在化防止を目的とする性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置が求められてきました。

そして、そのワンストップ支援センターの設置に向けては、昨年4月に設置検討委員会が設置され、7月に答申が出され、その答申を受けて、本年6月の運用開始に向けての準備が現在進められています。

熊本県のワンストップ支援センターは、相談センターを中心として複数の産婦人科医院と協力を連携型で設置されるとされ、その中心となる相談センター機能は民間被害者支援団体に委託される予定と聞いています。

これまでの犯罪統計によれば、性犯罪の被害時刻は深夜時間帯が半分以上を占めています。被害者の面談相談、電話相談に24時間対応する支援体制が望まれます。

また、被害者を適切かつ継続的に支援していくためには、専門的知識と技能を有する支援員の存在が不可欠であり、そのための支援員のメンタルケア対策を含め、研修体制を整えることも重要です。

そこで質問ですが、性暴力被害者ワンストップ支援センターはどのように運営していくのか、そして、その裏づけとなる予算については、しっかりと手だてをすべきだと思ひますが、警察本部長にお尋ねをいたします。

続けて、条例の制定について質問します。

犯罪被害者支援条例の制定については、平成24年2月議会で私は質問をいたしました。その際の答弁は、熊本県は犯罪被害者等支援に関する取組指針を策定しており、各種施策を推進しているので必要ないという答弁でした。

ただ、被害者支援の継続性を高め、県民一人一人が犯罪被害者への尊厳を重んじるという意識を高めるためには、私は、やっぱり条例を制定すべきだと考えますが、まだその必要性はないという認識なのでしょうか。環境生活部長にお尋ねをいたします。

〔警察本部長田中勝也君登壇〕

○警察本部長(田中勝也君) 内閣府が平成24年に公表した男女間における暴力に関する調査報告書によると、性暴力の被害に遭われた方の約63%が、心身の不調や異性と会うのが怖くなったなどの生活上の変化を来し、また、約68%の方が、誰にも相談できていないなど、心身に大きなダメージを受けながら孤立感を深めていることが明らかとなっています。

このような被害者に対しては、カウンセリング、法的支援、医療などの総合的な支援により、心身の負担を軽減し、健康の回復を図るとともに、被害の届け出を促し、被害の潜在化を防止するための取り組みが必要となります。

そこで、県警察では、有識者で構成する委員会において、性暴力被害者への支援のあり方について検討していただいた結果、ワンストップ支援センター設置事業を行うこととしたものであります。

この事業における性暴力被害者からの相談対応を行う相談センターの業務は、警察などに相談しにくいという被害者の心情にも鑑み、民間の被害者支援団体に業務委託することとしております。

この相談センターでは、専門的な研修を受けた支援員が、24時間体制で相談や警察への付き添いなどの支援に当たるとともに、臨床心理士、弁護士等による支援も行うこととしております。

あわせて、県内各地の産婦人科医療機関では、相談センターとの連携のもと、終日被害者への対応に当たり、必要な医療的措置を行うこととしております。

なお、支援員の研修及びメンタルケア対策は、関係機関と連携しつつ、委託先において実施されることとなります。

この事業は、本年6月の事業開始を目指しており、来年度当初予算において、業務委託費約1,700万円を計上しているところであります。

県警察では、相談センター等と連携して被害の届け出促進を図り、犯罪被害の拡大防止を含む犯罪の抑止と検挙に取り組むことで、安全で安心して暮らせる熊本の実現を目指してまいります。

〔環境生活部長谷崎淳一君登壇〕

○環境生活部長(谷崎淳一君) 犯罪被害者支援のために必要なことは、被害に遭われた方やその御家族が平穏な生活を送ることができるように、その権利を保障し、状況に応じた適切な支援を継続的に実施することです。そして、その置かれている状態やお気持ちを、多くの県民の皆さんに理解、共感していただくことでもあります。

国の犯罪被害者等基本法でも、地方自治体の責務として、犯罪被害者等の相談に応じ、情報提供、助言を行うことや、教育・広報活動を通じて犯罪被害者の置かれた立場への理解を促進することなどが規

定されております。

このため、本県としましては、これまで法の趣旨にのっとり、熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針を策定し、犯罪被害者支援のために、関係機関との連携、協力体制の構築や、支援担当者の理解促進と知識の習得、さらには、全市町村における相談窓口の設置等に取り組んでまいりました。

また、フォーラムや講演会を開催し、県民に共感していただけるように、被害に遭われた方々のお話を聞く機会を提供するなどの取り組みも継続的に行ってきております。

今後とも、これらの取り組みの一層の充実こそが、犯罪被害者支援にとって重要なことであると考えております。法の趣旨に沿って進めている現在の取り組みを継続し、その実効性を見きわめた上で、それでも解決できないような本県独自の課題が明らかになった場合には、条例制定も含め、対応策を検討してまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 ワンストップ支援センターにつきましては、民間支援団体に委託をされるということでの御答弁でございました。多分民間支援団体というのは、くまもと被害者支援センターになるというふうに思いますけれども、前回被害者支援の質問をさせていただいたときに、非常にやっぱりそこでの体制というのは厳しい状況でありまして、支援体制を拡充しなければ、新たにこういったセンター機能をやっていくというのは非常に難しいというふうに思いましたので、やっぱりそれにしっかりとした財源という後ろ盾をやっていただかなければ、この支援センターも、今企業や個人からの会費や賛同金で、補助金がずっとカットされた分、それで穴埋めしているという状況でありますので、その点の予算の拡充といいますか、そういった基盤をきちんとつくっていかなければ、なかなかこれは大変なことになってしまうというふうに思いますので、その辺もやっぱり注意深く見ていただきながら、知事部局のほうからも、そういった予算の裏づけというものをやっていただきたいというふうに思います。

条例の話につきましては、今後また条例の制定も含めながらの対応策を検討してまいるということであります。被害者支援法から10年が経過をいたしまして、全国的にも、このような被害者、当事者から、こういった条例をつくるべきだというような研究会がなされておまして、そういったモデルとなる条例案がつくられております。支援窓口の設置や、見舞金の給付とか、貸付金の制度の創設だとか、病院への付き添い、家事・育児支援とか、あとストーカー被害等を避けるための秘密保持への配慮、こういった条例の基本パターンもありますので、そういったものも研究をしながら、条例制定に向けての対応をぜひ進めていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

地元就職者への奨学金の返還免除についてであります。

大学進学などで県外に出た若者は、卒業後も東京などの大都市圏に就職して地方に帰ってこないケースが多くて、こうしたことが地方の人口減の原因の一つとなっています。そこで、地元に戻ってきて就職すれば大学の奨学金の返済を免除するなんて一つの策ではないかと、新聞を眺めていましたら、既に香川県が実施していることが報じられていました。

香川県は、2012年度から制度を導入しています。卒業後、県内の企業などで3年以上働けば、奨学金——4年制大学で月額3万円から6万4,000円貸し付けされていますけれども、そのうちの月1万5,000



円分、最大で計72万円の返還が免除されます。昨年春、卒業生が出た短大や専門学校などでは、利用者32人のうち9人が地元に戻ったそうです。

現在、大学生への奨学金の貸与は、そのほとんどを独立行政法人日本学生支援機構が行っていますが、熊本県には、大学、短大に通う生徒向けに貸与する熊本県育英資金もありまして、今年度36件貸与されています。

そこで、本県においても、地元就職者に対する熊本県育英資金の返還免除を考えていただきたいと思いますが、教育長にお尋ねをいたします。

質問を続けます。

国は、地方創生の一環として、同様の制度導入を自治体に促しています。国がモデルとして示しているのは、県が地元企業と連携して、出資をして、基金をつくって、先ほどそのほとんどが日本学生支援機構と申し上げましたが、その機構に返還すべき奨学金に対して基金から学生に支援するという仕組みです。この基金の出資分の一部には、国が特別交付税を措置して後押しすることとなっています。

もちろん、熊本に雇用の場がなければ熊本での就職ができませんので、その雇用の場をつくる取り組みが最も重要なことはわかっておりますが、その取り組みを強化することを前提としながらも、一方では求人と求職者のミスマッチということもありますので、そこを解消していく意味合いも含めて、地元就職を促す取り組みは必要だと考えます。

そこで、本県においても、ぜひ、この地元就職による新たな奨学金返還免除制度を導入していただきたいと思いますが、知事の御所見を伺います。

〔教育長田崎龍一君登壇〕

○教育長(田崎龍一君) 県の育英資金は、高校生のほか短大生や大学生も対象としておりますが、短大生や大学生に対する貸与は、県のほかに日本学生支援機構も行っております。これらの奨学金は、重複して借りることができないため、貸与者のほとんどは、貸与額の大きい日本学生支援機構の奨学金を借りている現状にあり、県の今年度大学生等への貸与は総数で36人です。このうち県外の大学に進学している学生は6人となっております。

育英資金の貸与財源は、返還された奨学金で賄われているため、御提案の返還金の一部を免除する制度の導入は、貸与財源の減少につながり、将来の就学機会の確保にも影響が懸念されます。

このため、今後、県外の大学へ進学する大学生等への貸与状況を踏まえながら、検討していく必要があると考えております。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 本県の雇用情勢については、有効求人倍率が九州で最も高い水準を維持しており、業種によっては既に人材不足感が出ている分野もあります。

また、これまで県では、戦略的企業誘致の取り組みの中で、知的分野の人材集積が必要と考え、ソニーセミコンダクタや本田技研工業などの研究開発部門の誘致に積極的に取り組み、着実にその成果もあらわれております。

このように、本県の雇用環境は改善されつつあり、今後も、しごとの創出に向けて、地場企業の支

援、リーディング企業の育成など、若者の多様な雇用創出に取り組んでいきます。

一方、東京など都市部の大学へ進学した若者の多くは、このような地元就職に関する情報が十分に届いていないのではないかと考えています。県外へ進学した大学生に対して、地元での就職を考えるきっかけにしてもらうため、熊本の雇用や産業政策の動きを、もっとPRすることも必要だと考えています。

また、奨学金を受給している学生にとっては、返還免除の制度は、地元企業へ就職する後押しの一つともなり得ると考えられます。県内への就職を加速化することが、熊本へ新たな人の流れをつくることにつながります。

来年度の当初予算には、県内就職を希望する大学生等の海外留学を地元経済界や大学と連携して支援することで、地域に根差したグローバル人材の育成に取り組む事業を提案しております。

また、現在、九州各県知事会と経済界で構成する九州地域戦略会議において、九州全体での奨学金制度について検討を進めています。本県においても、県独自の制度創設をにらみながら、検討を進めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 ただいま御答弁をいただきました。

今後、九州知事会での動きもにらみながら、県独自の制度についても検討していくということでございますので、ぜひ前向きに御検討いただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

スマートひかりタウン熊本プロジェクトの取り組みについてです。

スマートひかりタウン熊本プロジェクトは、ICT技術を活用し、地域社会の活性化及び住民サービス向上を図っていくことを目的に、3年前の平成24年2月に、熊本県、熊本市、NTT西日本の3者で、ICTの利活用による地域活性化等に関する包括連携協定を締結して、取り組みが進められてきています。

この3年間で、交通、観光や防災、健康づくりなど6分野で、ICTを生かした11の実証実験が実施されていますが、熊本県として、この3年間の取り組みでどのような成果があったと考えているか、1点目の質問としてお尋ねをします。

次に、今後の取り組みについてですが、2月10日に、熊本県、熊本市、NTT西日本の3者にて、さらにこれから平成29年度までの3年間、協定を延長していくことが決まりました。ICT利活用による地域課題への対応や地域社会の活性化に向けては、継続した取り組みが必要との考え方による協定延長だと伺っていますが、今後は、熊本県として、どのような分野に力を注いで取り組みを行っていくのでしょうか。

特に私が気になっておりますのが、農林水産業分野での取り組みです。これまでの実証実験の期間中においては、中山間地域ならではの小ロット多品目生産という特性を生かして、中山間地域の農家でつくられる農産物を、ICTを用いた受発注システムにより、都会のレストランやホテルなどに提供する仕組みについて検討されてきています。

また、県南フードバレー構想で、県南地域の豊かな農産物を生かした産業の振興と地域の活性化を目

指しており、この中でもICTの利活用が検討されてきたとは思いますが、これまで3年間の取り組みにおいては、実際に農林水産業分野での利活用がなされていません。

そこで、今後の取り組みとして、県の基幹産業である農林水産業分野の取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

その点も踏まえて、スマートひかりタウン熊本プロジェクトの県としての今後の具体的取り組みについてお尋ねをいたします。

以上2点について、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長島崎征夫君登壇〕

**○企画振興部長(島崎征夫君)** まず、3年間の取り組みの成果についてお答えいたします。

これまで、阿蘇くまもと空港のスマートエアポート化やICTを活用した高齢者の方々の見守り、健康づくりなど、熊本の拠点性の向上や長寿を楽しむ社会の実現につながる取り組みなどを行ってまいりました。

これらの取り組みを通じて、地域活性化や地域課題の解決へのICTの活用を図る上で必要となる機材やシステム、さらには事業主体や協力者となる自治体や事業者の人的・経済的負担など、さまざまな観点から検証することができました。

なお、取り組みの成果については、市町村等においてICT導入の参考としていただくため、成果報告会等により情報提供を行ってまいります。

次に、今後の具体的取り組みについてお答えいたします。

ICTの活用につきましては、昨年12月に国が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生の有効な政策ツールとして推進を図ることとされております。

今後、県といたしましては、地方創生に焦点を当て、県外や海外との交流拡大による地域活性化、スポーツ等のコンテンツを核とした地域のにぎわいづくりなど、ICTの活用を広げてまいります。

また、農林水産業の分野においても、くまもと県南フードバレー構想関連事業における取り組みの加速化や効果の拡大に向け、ICTの活用に取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

**○鎌田聡君** 3年間の成果と今後の取り組みということでお答えをいただきました。

今後の取り組みにつきましては、ちょっと具体性がいま一つ見えませんでしたけれども、これからまた3年間、NTTを含めまして県、市でやっていくわけでありますので、本当に民間の知恵とか発想をうまく取り入れていきながら、やっぱりこれまで3年間やってきたことも、どうやっぱり実用化させていくのかということが非常に重要になってくるというふうに思いますので、ぜひ、これから3年間の中で、そういった民間のやっぱり技術力とか発想力、こういったものをうまく取り入れていただいて進めていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

農業試験場跡地の利活用についてです。

現在、熊本市におきまして、来年春のJR在来線の新駅開業に向けて今準備が進められておりまして、農業試験場跡地においても、各区画の利活用が進められています。

A区画においては、現在、文化財の発掘調査作業が行われており、商業施設の建設に向けての準備が進められています。D区画については、地域住民の中に一部異論が残っている中、共同住宅用地としての売却手続が進められています。

それぞれの土地の利活用については、その内容をめぐって今日まで商工団体や地元住民からもさまざまな意見が出され、検討協議会などでの議論も踏まえながら紆余曲折し、ようやく着地を迎えつつあります。

売却予定のD区画を除くほかの3区画につきましては、B及びC区画は、県とイオン開発によって20年間の事業用定期借地権設定契約が締結されており、A区画も予約契約が締結されていると聞いています。現在営業をしている住宅展示場や銀行などは、各事業者と転貸借契約がなされており、契約期間が過ぎれば社会情勢や地域住民のニーズによって変わっていく可能性があるかと認識しています。

そこで、私は、この農業試験場跡地については、これまでの質問でも述べてきたように、ポテンシャルが高い土地であることから、今後、県民の声を踏まえつつ、将来的な土地活用ニーズの変化に対して、貸し手である県として、可能な範囲で柔軟に対応していただきたいと思います。

そこで質問ですが、まず、D区画について、マンション建設が適切だと判断した理由についてお尋ねします。そして、今後の農業試験場跡地利活用に対して、県としてどのようにかかわっていかれるのか、知事にお尋ねをします。

次に、交差点改良と駅前交番の設置についてです。

私は、一昨年12月の議会の質問で、新駅設置の際は、JR高架下の県道熊本港線の交差点改良と、その際の信号機の設置について質問をいたしましたところ、警察本部長は、検討していくとの答弁でした。

この場所は、国道3号線を高架橋で越えてくる本線と市道から流入してくる車が合流するポイントの近くにあり、また、JR線の高架の橋脚で見通しもよくないことから、車と歩行者の安全性を確保することが難しく、簡単に交差点が設置できないことも理解していますが、警察には、信号機設置の交差点として改良していただくよう、道路管理者である熊本市との交差点協議での積極的な対応をお願いしていたところです。

そこで、要望していた交差点の改良と信号機の設置について、現在どのようになっているのでしょうか。また、住民の安心、安全のため、新駅開業までに駅前交番の設置を進めていただくようにとも要望していましたが、こちらもどうなっているのか、警察本部長にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、D区画の売却についてお答えします。

農業試験場跡地D区画は、JR熊本駅から鹿児島本線で一駅となる新駅の開業予定地に隣接しており、交通利便性が高い土地となります。

私は、このD区画を住宅用地として活用することで、例えば、県外に職場や学校があるために熊本に住むことを断念していた人たちも、熊本に住むことができるようになると思います。また、県が進めている移住、定住の施策にも資するものと考えます。さらに、用途をマンション用地とすることで、これ

らの効果を最大限に高めることができると考えています。

このようなことから、D区画は、マンション建設が最も適切だと判断いたしました。

次に、利活用に関する今後の対応についてお答えします。

B区画及びC区画については、それぞれ平成21年と23年に、事業者と20年間の借地契約を締結しており、既に商業施設等が開業しています。また、A区画についても、昨年、事業者と予約契約を締結し、現在、商業施設の開業に向けた準備が着々と進められております。

県としては、これらの施設が有効に活用されることで、地域ににぎわいをもたらすことができるよう、土地所有者として注視してまいります。

〔警察本部長田中勝也君登壇〕

○警察本部長(田中勝也君) 御質問の交差点改良については、住民や駅利用者の利便性の向上と安全性の確保等が両立できるか、道路管理者である熊本市と道路の形状を含め協議を重ねてまいりました。

現在は、信号交差点として改良した場合、安全な交通処理が可能か、熊本市と最終的な検討を行っているところであります。

また、JR新駅前への交番の設置につきましては、来年度の当初予算に熊本南警察署近見交番を移転して新駅前に交番を新設するための建設費を計上しており、新駅の開業が予定されている来年3月の運用開始を目指してまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 御答弁をいただきました。

D区画の扱いと、そして今後の農業試験場跡地利活用に対する考え方については、県として考えた上での結論であるとは思いますが、なかなか、地元にはやっぱり一部違った方向性で使ってほしいという思いもありますから、ほかの借地部分を何とか今後また柔軟に対応できないかという思いでの質問でありましたが、今のところそれぞれの契約に沿って使っていくということになりますので、将来的に、いろいろなまた県民ニーズ、そして県としての必要性、この辺も変わっていくかと思っておりますので、その際は柔軟にぜひ対応していただきたいというふうに思います。

交差点の関係と交番の関係、来年3月の駅開業までに設置をするというお話でございますので、ぜひそういった取り組みを進めていただいて、特に交差点の関係は、やっぱり利便性と安全性、ここをいかに確保していくのかと、非常に重要な問題だというふうに思っておりますので、今後とも、熊本市との協議を進めながら、そういったところに配慮しながら取り組みを進めていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に入ります。

学校施設におけるつり天井の落下防止対策についてです。

学校は、災害時に子供の命を守る安全な場所ではなくてはなりません。また、地域住民の避難先にも指定されており、防災機能を強化することが求められています。

昨年4月1日時点の県内の公立小中学校の耐震化率は97.3%、県立学校は97.2%となっています。耐震化改修は着実に進められていますが、もう一つ気がかりなことは、地震の際に崩落の危険が指摘されている体育館や武道場などの学校施設のつり天井の対策です。

つり天井は、屋根材からつりボルトなどで石こうボードなどの天井材をつり下げるもので、防音効果があるとされていますが、その一方で、地震などの際に落下して多数の児童生徒に被害が出る危険性が指摘されています。

実際、東日本大震災において、学校施設の天井が落下するなどの被害が1,636件発生しています。それを受けて、文科省は、平成27年度までに落下防止対策の速やかな完了を目指して取り組むことを都道府県教育委員会に要請しています。

そこで、本県の状況ですが、昨年4月1日時点で、公立小中学校施設の体育館などで落下防止対策を必要とするつり天井を有する棟数は168棟あり、県立学校においては41棟あると聞いています。これらのつり天井について、早急に落下防止対策を講じていただきたいと思います。

ただ、すぐにつり天井を撤去できない理由として、予算上の問題もありますが、工事期間中にその施設が使用できずに、子供たちの授業に支障が生じるという問題もあります。工期は6カ月ほどかかるそうで、その間子供たちの教育課程に影響を与えてしまいます。

そこで質問ですが、工事期間中の対応も踏まえつつ、学校のつり天井落下防止の対策について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（前川収君） 教育長田崎龍一君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔に願います。

〔教育長田崎龍一君登壇〕

○教育長（田崎龍一君） まず、公立小中学校については、平成26年4月1日現在、撤去などの対策が必要なつり天井が設置された体育館、武道場などは168棟ありました。

今年度は30棟の対策が行われており、小中学校の統廃合や老朽化に伴う改築計画がある体育館などを除き、平成27年度は、110棟程度の対策が予定されています。

県としましては、市町村への支援を行うとともに、引き続き、市町村に対して対策の促進を働きかけてまいります。

次に、県立学校については、対策が必要なつり天井が設置された体育館などは41棟あります。このため、今年度から、つり天井改修工事を進めております。

引き続き、文部科学省が示した目標年次である平成27年度までの完了を目指して、必要な対策に取り組んでまいります。

また、工事期間については、夏休み等の長期休業期間を活用するなど、できる限り学校の運営に支障が生じないように配慮しながら、工事を進めることとしています。

今後とも、児童生徒が安全、安心に過ごせる学校づくりに取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 御答弁をいただきました。

平成27年度に、県立学校につきましては、全て完了を目指してやるということでありましたけれども、小中学校につきましては、若干残っていくんじゃないかなというような今の数の報告だったと思います。27年、28年度まで、つり天井落下防止対策につきましては、しっかりと取り組みを進めて、児童生

徒の安心、安全の確保に取り組を進めていただきたいと思います。

つり天井につきましては、学校施設だけではなくて、いろいろ公共施設にも設置がされておりまして、そういったところの対策も、これは教育庁だけじゃなくて、県全体として取り組みも進めていただきたいと思いますというふうに思います。

先般、グランメッセの天井材が落下したというような報道もございました。これはつり天井ではないと思いますけれども、そういったやっぱり公共の場における安全、安心の確保ということは非常に重要だと思いますので、その点の対応もぜひあわせてお願いをしたいと思います。

以上で用意しました質問につきましては全て終わりました。御清聴いただきました全ての皆様方に感謝を申し上げ、そして御答弁いただきました執行部の皆様方にも感謝申し上げながら、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。（拍手）